

教育こども常任委員会所管事務調査報告書

西宮市議会議長 町田 博喜 様

平成 30 年 12 月 13 日
(2018 年)

教育こども常任委員会

委員長 花 岡 ゆたか

副委員長 はまぐち 仁士

委員 坂 上 明

〃 庄 本 けんじ

〃 山 口 英 治

〃 吉 井 竜 二

〃 脇田 のりかず

随 行 山 口 祐 平

教育こども常任委員会管外視察について、次のとおり報告いたします。

1 調査先及び調査事項

堺市

・放課後ルームについて

2 調査期間

平成 30 年 10 月 17 日(水)

3 調査先対応者

堺市

議会事務局副理事兼総務課長	木 下 雅 博
議会事務局総務課	松 尾 直 樹
教育委員会地域教育支援部長	橘 健 一
教育委員会地域教育支援部放課後子ども支援課長	南 健 次
教育委員会地域教育支援部放課後子ども支援課長補佐	定 光 紀 尚
教育委員会地域教育支援部放課後子ども支援課係長	山 本 敦 士
教育委員会地域教育支援部放課後子ども支援課指導主事	齊 藤 和 美
教育委員会地域教育支援部放課後子ども支援課主任指導主事	中 尾 亮 子

4 西宮市参加者

市議会議員	一 色 風 子
教育委員会放課後事業課長併任こども支援局子育て支援部放課後施策推進課長	中 尾 篤 也

5 用務経過等

午後 2 時 40 分頃、堺市議会に到着。

まず、木下議会事務局総務課長より歓迎の挨拶と市の紹介をいただき、放課後子ども支援課の南課長より市の概要と調査事項について説明を受けた。次に、同課の定光課長補佐、齊藤指導主事より事前に依頼していた質問事項に対する回答をいただき、質疑、意見交換を行った。最後に、堺市立三国丘小学校にて、現地

視察を行った。

(午後 4 時 30 分頃視察終了)

■放課後ルームについて

堺市では、放課後児童対策として、「のびのびルーム」(放課後児童クラブ事業)、「放課後ルーム」、「すくすく教室」(放課後子供教室)を実施している。

「放課後ルーム」は、文部科学省の放課後子供教室の事業として、高学年を対象に、「のびのびルーム」の補完事業として実施している。経緯としては、平成 17 年度、待機児童解消のためのモデル実施を経て、平成 20 年度には、本格実施となり、平成 30 年度では、12 校で実施している。また、平成 17 年度は、美原町との合併もあり、当初は、1 市 2 制度(三原児童会と放課後ルーム)で行っていたが、平成 28 年に三原児童会と料金を合わせて、統合した。

本事業は、公設民営で行っており、基本的には、1 年間契約で、公募型プロポーザル方式で委託を行っている。

放課後等、主に図書室で活動をしているが、学校との調整により、多目的室や、運動場を使用することも可能となっている。児童の安全管理のため、連絡帳を用いて、出欠確認を徹底して行い、帰宅時は原則お迎えが必要である。その他にも、年に 4 回地震、火災、不審者対応の避難訓練や、毎月、活動場所の安全点検を行い、危険箇所があれば、共用教室のため、学校に連絡し、改善を依頼している。また、障害のある児童の受け入れも行っており、障害の有無に関わらず、児童の適応能力を確認したうえで、職員の加配について判断している。

今後は、「のびのびルーム」の対象を高学年まで広げ、統合することを予定しており、現在、12 校中 5 校を移行期間とし、「のびのびルーム」か「放課後ルーム」を選択できるようにしているが、ほとんどが同学年の友達と遊べる「放課後ルーム」を選択している。

6 視察風景

■堺市



■ 事業概要と質疑応答

- ・平成9年度から放課後児童対策事業「のびのびルーム」を、全学年を対象にスタート。
（本市の留守家庭児童育成センター事業、いわゆる学童保育）
公設民営で、平成30年度は71校で実施。平成29年度からプロポーザル型公募により事業者を選定。株式会社も参入。
- ・平成17年度から「放課後ルーム」をスタート。公設民営で、平成30年度は12校で実施。株式会社も参入。
- ・今後「放課後ルーム」は、順次「のびのびルーム」に移行。
- ・堺市の未就学児童は42,631人で減少傾向にあり、今後は小学生の減少が予想される。
- ・「放課後ルーム」事業の年間予算は、約1億2,710万円（国・府からの補助金を含む）。
- ・負担金は、児童1人あたり月額4,000円（8月のみ6,000円）。
- ・長期休業中はお弁当としている。お弁当を忘れた場合は、朝にお弁当を冷蔵庫に入れる時点で気付くので、親御さんに持ってきてもらう。お茶を忘れた場合に備えて、ペットボトルのお茶（未開封）を各自預けている。
- ・放課後の図書室を利用するので、学校との施設利用の調整に於いて特に問題はない。運動場や体育館の利用については、各種利用団体と調整している。
- ・放課後ルームを始めたことで、低学年の待機児童が激減した。また、学校間格差がある事は問題である。
- ・放課後ルームを始めるにあたり、学校施設を利用するうえでの取決めは最初に行う。カギの貸し借り・施錠・開錠が主。
- ・安全管理に於いては、出欠確認を確実に言い、連絡帳で親御さんと密に連絡を取っている。無断欠席は禁止。帰宅はお迎えが基本。中途帰宅は禁止。
- ・国際交流やクラフト等々様々な体験プログラムを、事業者が企画し実施している。開催頻度は、月に1回程度から夏休みは毎日開催まで学校によって差がある。1回1時間程度の場合が多い。
- ・現在21名の障害のある児童を受け入れている。障害のある児童のいる場合は職員の加配も行っている。
- ・委託先はプロポーザル型公募で決めていて、委託期間は1年。
- ・事業委託について特に問題はないが、全体として指導員のスキルアップが求められる。
- ・委託業者からは月に1回報告書の提出があり、これで事業者の評価・指導を行っている。
- ・のびのびルームも放課後ルームも設置されている学校の場合、低学年はのびのびルームを、高学年は放課後ルームを基本的に選択している。

■ 感想・意見・西宮市当局に対する提言

- ・複数の施策が混在しているので、親御さんも選択に戸惑うと思う。今後、のびのびルームに統一していくという考えは理解できる。
- ・習い事等で特定の曜日に途中で帰宅できれば、より利用勝手が良いと思われる。しかしながら、その場合の安全確保に問題が出てくる。
- ・学校間の格差が出ることは当然の事だと思うが、格差が顕著な場合改善が必要。また、本市で同様の事業を実施する場合は、当然の事ながら学校間格差が出ないように最大限の配慮が必要である。
- ・様々な体験プログラムも良いが、それよりも負担金を少なくし保険料だけにした方が利用しやすいと考えられる。本市で同様の事業を実施する場合も、負担金を少なくし保険料だけにした方がよいと考えられる。（体験プログラムの必要性は低い）

委員会行政視察報告書

委員氏名 はまぐち仁士

＜視察先及び調査事項＞

(管外視察)

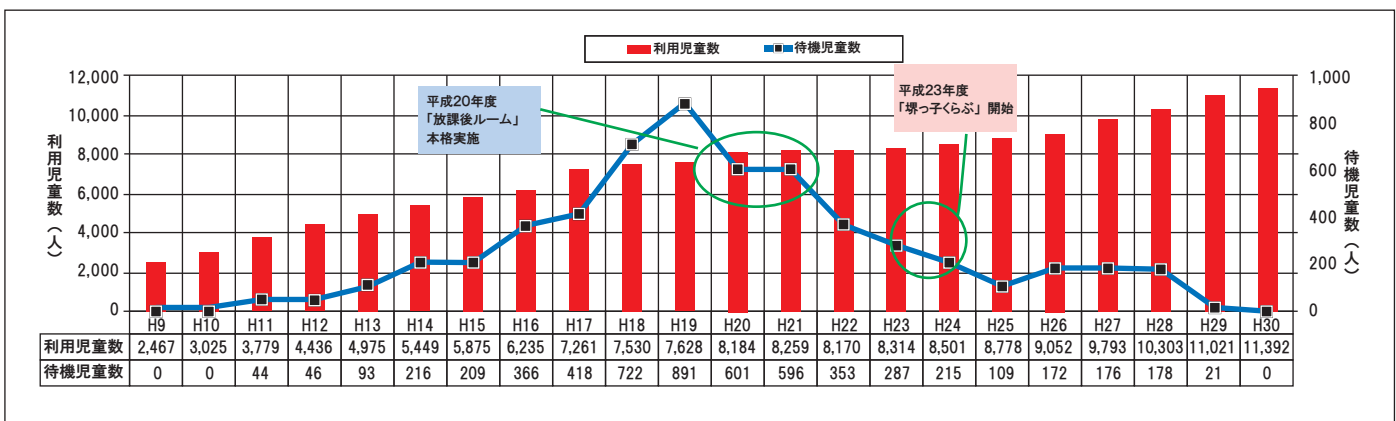
平成30年(2018年)10月17日(水)

◆放課後ルームについて(大阪府堺市)

◆放課後ルームについて(大阪府堺市)

堺市は平成19年度で最大891名だった待機児童を、30年度では0とした。堺市の放課後児童対策事業は、厚生労働省管轄による「のびのびルーム」(本市における放課後児童健全育成事業)を主体としていたが、平成9年度以降に待機児童数が増え続け、平成16年度では366名となった。そこで堺市は平成17年度に小学校4～6年生を対象の文部科学省管轄による「放課後ルーム」のモデル実施を経て、平成20年度から本格実施を行っている。下の表を見ると、実施後の待機児童数は25年度までの期間で約3分の1まで減少させている。その後、平成23年から両省連携の放課後子ども総合プランによる「堺っ子くらぶ」(本市における放課後児童健全育成事業と放課後子供教室事業の併用型)を実施し、平成30年度で待機児童数は0と

＜堺市 放課後児童対策事業 利用・待機児童推移＞



ら両省連携の放課後子ども総合プランによる「堺っ子くらぶ」(本市における放課後児童健全育成事業と放課後子供教室事業の併用型)を実施し、平成30年度で待機児童数は0と

なった。利用児童数を見ると、平成20年度の8,184人から平成30年度は11,392人となっており、3,208人増加している。こうした結果を踏まえると、小学校4～6年生を受け入れる放課後ルームによって、学童需要の伸びを吸収しつつ、待機児童数を段階的に解消したことがわかる。

「放課後ルーム」の事業内容は以下の通りである。【放課後ルーム】

＜対象＞小学校4～6年生に相当する児童

＜日時＞・月曜日～金曜日（放課後～午後6時）

・土曜日・長期休業中（午前9時～午後6時）

・夏休み期間中（午前8時半～午後6時）

*別途申し込みで午後7時まで延長利用が可能

＜料金＞児童1人あたり4,000円（8月のみ6,000円）

*延長利用は児童1人あたり1,000円を追加負担

＜要件＞・申し込みが10人に満たない場合は開設しない

・開設後登録者が5人未満となった場合はルームを閉室する可能性あり

次に「のびのびルーム」の事業内容は以下の通りである。

【のびのびルーム】

＜対象＞全学年

＜日時＞・月曜日～金曜日（放課後～午後6時半）

・土曜日・長期休業中（午前8時～午後6時半）

*別途申し込みで午後7時まで延長利用が可能

＜料金＞児童1人あたり8,000円

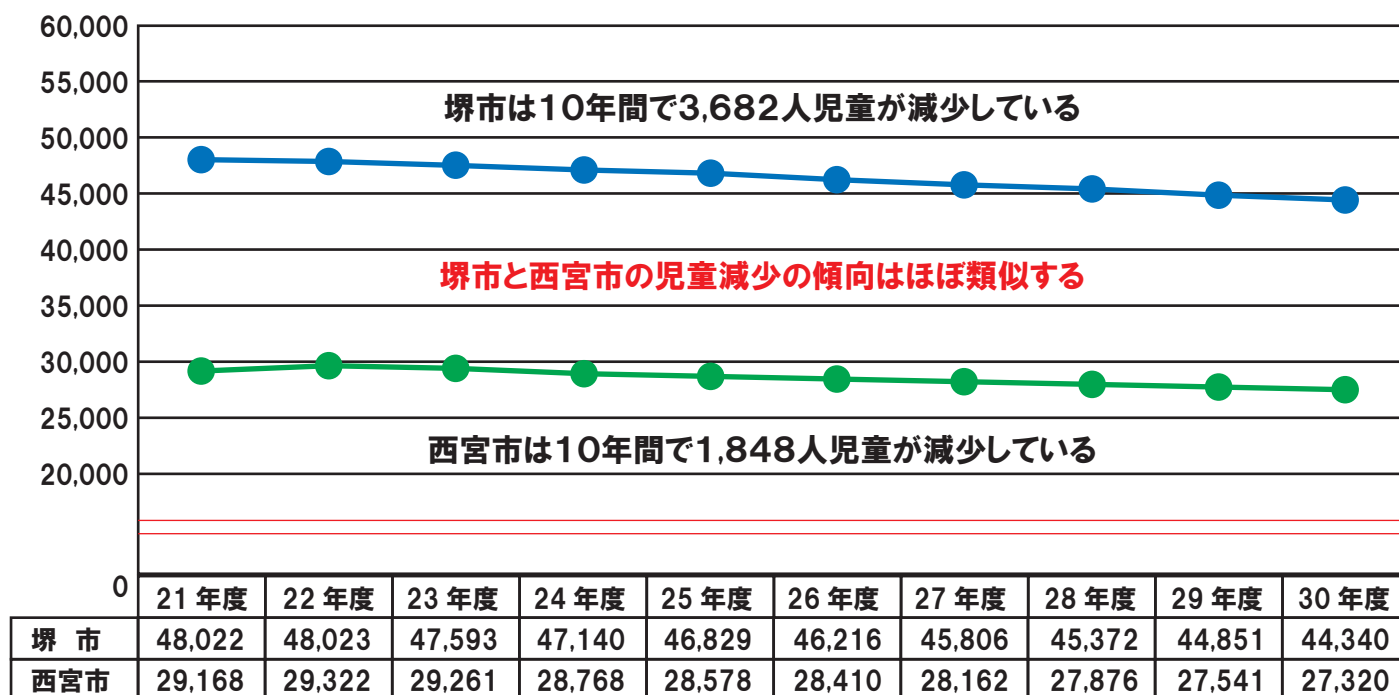
*延長利用は児童1人あたり1,000円を追加負担

2つの事業を比較すると、預けられる時間の差は前後30分だけで、延長利用時間も全く同じとなっている。一方で料金は放課後ルームの方が半額となっている

ことから、小学4年生以上の放課後ルームへの利用が増えた結果、のびのびルームの枠に余裕が出来たことが待機児童解消の要因になったと推察する。

堺市の児童数の推移は、平成21年度から30年度で3,682人減少している。一方で西宮市も同じ期間で1,848人減少しており、下のグラフを見ればわかるように傾向はほぼ同じである。一方で、待機児童が発生する自治体では地域による児童数の偏在が生じており、児童数が多い地域ほど待機児童が発生しやすいだけでなく、教室不足という事態も起こり得る。

<堺市と西宮市の過去10年間の児童数の推移（H21年度～H30年度）>



堺市は放課後ルームの今後について、待機児童の状況が沈静化されたところから事業を廃止するという考えを視察の場で述べている。この放課後ルーム事業は待機児童対策に特化した取り組みであり、本市においても一定の効果が得られるという期待を感じた。

【西宮市への提言】

堺市の放課後ルーム事業は、待機児童対策に特化した居場所事業となっている。対象を4年生以上に限定すること、保育要素を簡素化して料金など差別化を図ること、時間帯を極力育成センター事業並みに近づけることを前提に、本市でも導

入することで既存育成センターでの受け入れ枠に一定の余力を持たせることができる可能性が高い。また高学年を対象とすることで授業終了時間が低学年よりも遅く、占有ではなく図書室など授業時間外での併用も可能だと認識する。今後本市において検討される放課後の居場所づくり事業に、堺市の取り組みを要素として組み込むことも検討すべきである。

以上

管外視察報告

委員氏名；坂 上 明

堺市 テーマ：放課後ルームについて

堺市教育委員会発行のパンフレット[堺の教育]には、「特色ある堺の教育」の1つとして、

○放課後等の健全育成・子育て支援

「放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学生の余裕教室等を活用して、児童一人ひとりの安全確保を図り、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行い、自主性・社会性・協調性を養うことを目的に開設しています。」とある。

放課後児童対策事業

堺市では、児童の健全育成と子育て支援等を図る為、放課後等に市内の小中学校内等で、様々な活動を行う放課後児童対策事業(のびのびルーム・堺っ子くらぶ・放課後ルーム)を事業者に委託し実施している。

○のびのびルーム

放課後等に於ける児童の健全育成と子育て支援を図る為、小学校の余裕教室等を活用して、小学校の児童を対象に、放課後等に於ける児童一人一人の安全確保を図り、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行う事で、自主性・社会性・協調性を養う事を目的とする。

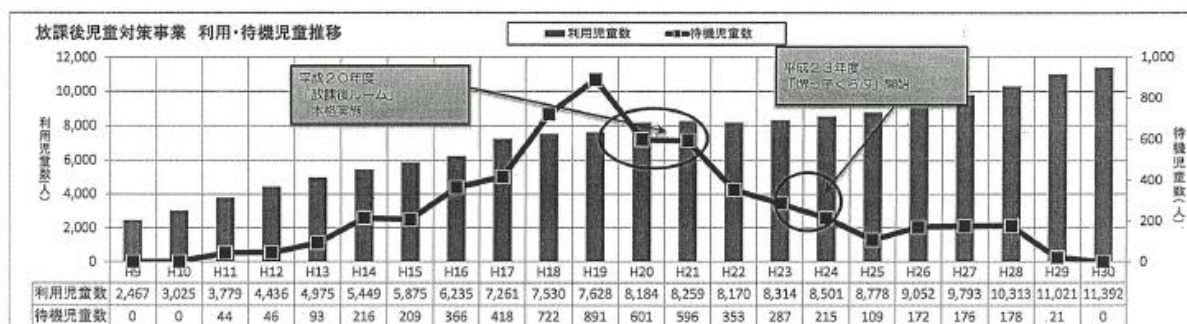
○堺っ子くらぶ

放課後等に、小学校の余裕教室等を活用して、小学校の児童を対象に、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供する事で、児童が豊かな放課後等を過ごせるようにする事を目的とする。

→留守家庭等児童を対象に、放課後等に於ける児童の健全育成と子育て支援を図る為、児童の安全管理及び自主性・社会性・協調性を養う事を目的とする「のびのびルーム」と、希望する全ての児童を対象に、魅力ある体験プログラム等を行い、総合的な思考力・判断力・表現力を養う事を目的とする「すくすく教室」の両事業を連携して実施している。

○放課後ルーム

放課後等に、小学校施設を利用して、小学校の高学年児童を対象に、学習をはじめ様々な体験・交流活動等の場を提供する事で、児童の学習の習慣づけを図ると共に、意欲や関心を広げる事を目的とする。



・堺市データより

【当局への提言】

堺市は、平成9年の事業開始以来、その成果は如実に表れており(放課後児童対策事業 利用・待機児童推移表による)、本事業の先進市としての実績を着実に積み重ねられている。

尚、この度の視察では、視察団として21項目もの質問を事前にご提出をさせて頂き、それに対するご答弁を御席で賜った次第であるが、本市からは中尾放課後事業課長もご同行されており、そのご答弁内容も充分にご参考にされ、今後も施策推進されたい。

只、私見で誠に恐縮乍ら、自分自身の遥か半世紀近く前の幼少の頃を思い出す時、人口千名程の田舎だったからか、「子供は、自由奔放に野山を駆け巡って遊ぶのが一番!」という思いがどうしても拭えず…、もちろん「時代が違う」事は重々承知の上で、今やどんな危険が待っているか予想もつかないご時世で、先ずは子供の安心安全の為にも本事業は重要施策のひとつである。が、例えば、この度現地視察で訪れた小学校は、グラウンドがあり、道ひとつ隔てては大きな公園がある。子供達の成長を見守っていく上で各々の環境下で好条件を見出して頂き、施策に反映して頂く事を強く要望する。

以 上

委員会行政視察報告書

委員氏名 庄本けんじ

調査の期間	平成30年(2017年)10月17日(水)
調査先 及び 調査事項	堺市 ・放課後ルームについて

政府の「放課後子ども総合プラン」にもとづく事業について、堺市は、「堺っ子くら

ぶ」と称して、放課後児童クラブ事業と放課後子供教室事業を、連携型ではなく、一

体型の事業として、平成23年度より実施している。

同時に、いわゆる学童保育の事業を昭和の時代から現在まで継続しておこなってい
るが、その事業は平成9年度から「のびのびルーム」と称しておこなわれている。

一方、放課後子供教室の事業を平成20年度から開始し、この事業は平成23年か
ら順次、「総合プラン」に移行し、いまは「すくすく教室」と称して事業を継続してい
る。

したがって、現在、堺市では、学童保育の事業と放課後子ども教室の二つの事業を、
三つの事業形態で実施している。一つは、学童保育事業としての「のびのびルーム」、
二つ目は、放課後子供教室事業としての「放課後ルーム」、そして第三の形態として、
学童保育と放課後子供教室を一体化した事業、つまり「堺っ子くらぶ」の事業がおこ
なわれている。

堺市の場合、「放課後ルーム」事業は、事業の内容としては放課後子供教室の事業で
はあるが、事業開始当初から、学童保育の補完事業として位置づけてきたため、いわ
ば、学童保育の待機児童対策として放課後教室の事業を転用する形となっている。堺
市の説明では、今後、学童保育の待機児童が解消されていくのに合わせて、放課後ル
ームは、順次、解消していくとのことであった。

西宮市では、放課後子ども教室の事業を「子供の居場所づくり」事業としておこなっているが、今後、この事業を本格的に広げていくために、さまざまな検討がされている。堺市は、堺市の事情と歴史的経過があつての事業展開がされ、いまと今後がある。西宮市では、西宮らしい放課後子供教室の事業を広げていかれることを強く期待する。ただ、「放課後子ども総合プラン」を具体化することになるが、その際、学童保育と放課後教室を一体化する方法ではなく、連携型でそれぞれの事業を充実させていくべきである。以上提言とする。

委員会行政視察報告書

委員氏名 山口 英治

調査の期間	平成 30 年 (2017 年) 10 月 17 日 (水)
調査先 及び 調査事項	堺 市 ・放課後ルームについて

今回訪問させていただいた堺市は、「堺っ子クラブ」として当該小学校 21 校に在籍又は校区内に居住する 1～6 年生に相当する年齢又は学年の全児童を対象とした「すくすく教室」と保護者が就労等のため、昼間、保育をすることができない家庭の児童を対象とした「のびのびルーム」で構成されており、どちらも公設民営で事業をしています。

「堺っ子クラブ」は堺市としては留守家庭児童の待機児童対策として計画されてきた経緯があります。今回視察をさせていただき、「のびのびルーム」「放課後ルーム」は、分けられて運営をされていました。

(当局への提言)

本市としても今後留守家庭児童育成センターの高学年の受け入れを進めるべきと考えけるとともに、在籍又は校区内に居住する 1～6 年生に相当する年齢又は学年の全児童を対象として事業計画を進めるべきと思います。その上で、

- 1、留守家庭児童育成センターと子どもの放課後事業を別々に展開するのか
- 2、新たに西宮市全体として子どもたちの居場所づくりとして留守家庭児童育成センターと子どもの放課後事業を一体で展開していくのか

どのような方向性で進めていくべきかを早急に検討し、決定していくことが大切であると思います。今回視察させていただきました堺市立三国丘小学校は、図書室を「放課後ルーム」として活用していました。今後本市として子どもの放課後事業を展開・

発展させていくためには、まず、スペースの確保が重要になっていきます。空き教室があれば問題ありませんが、プレハブ教室による教室不足の解消も問題としている本市ではありますが、安易に図書室を活動の場とすることには抵抗を感じます。本市において教育の場として図書室は児童だれもがいつでも利用できる場として、学びの場として展開すべきと考えます。特別教室等活動スペースの確保については、学校側とよく相談して慎重に決めていくことが大切であると考えます。

委員会行政視察報告書

委員氏名 吉井 竜二

調査の期間	平成 30 年（2017 年）10 月 17 日（水）
調査先 及び 調査事項	堺 市 ・放課後ルームについて

（概要）
堺市では放課後児童対策事業として、3つの施策が存在する。
① のびのびルーム、②すくすく教室、③放課後ルームである。
のびのびルームは公設民営で平成9年度から、放課後ルームは平成17年から、すくすく教室は平成23年度から実施されている。
実際に視察へ行って、本市に特に影響があるのは、「放課後ルーム」であると考えている。
放課後ルームの対象は高学年であり、4年生～6年生までの全児童となっている。
開設についても、放課後（土曜日9時、夏季休業8時半、春季・冬季休業9時）～18時までとし、希望者については19時まで延長可能（月額1000円かかる）で、通常月額4000円、8月のみ6000円という内容である。
※堺市では順次のびのびルームに統合中
・低学年→のびのびルーム
・高学年→放課後ルーム

■放課後ルーム■
対象：4～6年生 全児童
開設時間：(通常) 放課後～18時 (土曜日) 9時～18時 (夏季) 8時半～18時 (春季・冬季) 9時～18時
月額：(通常) 4000円 (夏季) 6000円 (延長) 1000円
(所感)
堺市の放課後ルームでは全高学年児童を対象に学校施設内の遊べる場所を提供し、 様々な体験をさせて子供の意欲や関心を広げることに取り組んでいる。
以前ではまちの中に広場や河川敷、その他様々な自然が子供達の遊び場であり、その 自然の中で遊ぶことによって、多くの事を学んできた。しかし、昨今では多くの広場 や空き地がマンションになっており、子供達が自然や遊びの中で学ぶ機会が少なくな ったと考える。
こまや、めんこ遊びがゲーム機になり、それ自体が悪いことではないと考えるが、そ の遊び場に行くまでの移動や寄り道で多くのことを学んだはずである。
自宅でのスイッチを押すと広がる世界だけでなく、自分の視覚や触覚から触れる学び の機会を提供しているこの施策は貴重なものだと個人的に考える。
本市においても、育成センターや校庭開放事業で遊ぶ場所はそれなりに提供されて いるので、「体験」というところを全面に打ち出した施策があってもいいのではないかと 考える。

教育子ども常任委員会 管外視察報告

委員氏名 脇田のりかず

【調査期間】

平成30年10月17日（水）

【調査先及び調査事項】

堺市「放課後ルームについて」

【目的】

本市の放課後居場所作り事業では、現状高学年（小学校4～6年）の受け入れ体制の整備が不十分な面がある。

その原因として放課後における空き教室、校庭が十分に活用できていない、また教室不足により居場所として活用できる教室が無いことが挙げられる。さらに本市において学童待機児童が増加する可能性が高い為、その対策にも取り組んでいかなければならない。

これら課題に対する解決方法を探るべく、先進的な放課後事業に取り組み、学童待機児童ゼロを実現している堺市（三国丘小学校）に訪問させて頂いた。

【概要】

放課後や週末等に学校施設を利用し、高学年児童を対象として、学習をはじめ様々な体験・交流活動等の場を提供することにより、児童の学習の習慣づけを図るとともに、意欲や関心を広げることを目的としている。

学童（のびのびルーム）の補完事業であり、学童の体制が整ったところから、順次閉鎖をする予定である。

<実施校> 12校（平成30年現在）

<実施日時> 月～金曜日（放課後～午後6時）

土曜日。長期休業中（午前9時～午後6時）

夏休み期間中（午前8時30分～午後6時）

※利用時間延長制度により、別途申し込みで午後7時まで利用可能

<実施場所>多目的室・図書室・運動場

<保護者負担>月額 4,000 円（8月は6,000円）

時間延長 1,000 円（月額）

（所感）

堺市の放課後ルーム事業は、学童（のびのびルーム）の補完事業ということで、学童の整備が整い次第、順次閉鎖、統合予定とのことであるが、見学した三国丘小学校では多くの高学年児童が在籍しており、図書館、運動場を利用して、勉強をしたり、友達と楽しく遊んでいる姿を見ることができた。

図書室は部屋を囲むように書籍棚があり、中央部分がほぼ教室のような使い方ができているため、利用場所としては全く問題無い広さであった。

人員体制は、学習アドバイザー1名、コーディネーター（以下、CN）1名、スタッフ3名程度としており、十分子供達の安全管理をおこなえているように見受けられた。

待機児童数は低学年から高学年になるにつれて減少傾向にあるが、三国丘小学校だけで1日40～60人程の利用があるということは、決して無視できないニーズである。

堺市では受け入れ時間が最長19時までと長く、保護者としても仕事が少し長引いても安心して預けることができる為、大変優れたサポート体制であると思う。

（当局への提言）

放課後ルームの良い点として本市の居場所作り事業に取り入れたいポイントは

①時間

堺市では午後6時まで利用することができる為、親が仕事終わりに迎えにくることもできる。

さらに19時まで延長できることも利用者からは大きい利点。

本市は現在午後4時半、冬季（11～1月）は午後4時までとなっているので、利用者の利便性向上の為に、時間延長を検討して頂きたい。

②運営方法と保護者負担

堺市では民間委託としており、保護者負担として月額4000円（延長・8月加算別途）徴収している。利用時間等拡充の為、本市においても委託をおこない、それと同時に有料にすることも視野に入れるべきではないかと考える。

CN等の人員確保も直営ではなかなか難しく、また労務管理に係る業務負担も大きい為、人材サービス会社等に委託し、民間ノウハウの活用を図ることが望ましいのではないかと考える。

③実施場所の確保

本市において、まず実施場所の確保が大前提となるが、ハード面においては簡単に解決できる問題ではないことは理解している。他市事例を参考にしつつ、図書室の空間確保（書籍数の調整、配置換え等）や市民館の活用等も含め、慎重かつ大胆に対策を検討していただきたい。